

publicity magazine
for small and medium-size enterprise
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



南流山駅(流山市)

photo by T.Funatogawa

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 中小企業団体全国大会開催等
- 施 策 p 4 官公需施策と組合の活用、下半期発注情報
- 組合Q&A p 6 組合員の脱退
- エッセイ p 8 諸物価の値上がり等に備えて経営数値を常にチェックしよう
- 特 集 p 10 中央会創立50周年記念事業
大会参加、表彰推薦、記念誌協賛広告についてのお願い
- 広 報 p 12 経営者の退職金制度「小規模企業共済制度」
- 事務局訪問 p 13 (協)野田ショッピングセンター
- 景 況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 設備導入支援制度

2004

12

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

今、変革の時…組織の力で挑戦！ 第56回中小企業団体全国大会

十一日、新潟コンベンションセンターで開催され、全国の中小企業団体の代表者約四千人が参加して盛大に開催された。



大会では(1)景気対策の実施と中小企業対策・中小企業連携組織対策の充実強化、(2)中小企業経営革新等総合支援法(仮称)による組合等連携組織の支援強化、(3)中小企業金融対策の充実等十三項目の決議と「政府は、全国四百七十万

中小企業が、その活力を最大限に發揮し、希望と勇気を持つて、明るい展望を切り拓いていくことができるよう、当大会が決議した事項を早急に実現すべきである。」との大会宣言を採択。さらに、「新潟県中越地震被害に対する方全できめ細かな復興支援対策を」求める特別決議を行った。

なお、大会表彰では本県から、次の方が受賞の栄に浴された。
(敬称略)

【優良組合】

▽(協)シーソフトウェア

【組合功労者】

▽皆川泰藏

【中央会優秀事務局専従者】

▽錦織義雄

連携組織懇談会

本会は十一月十七日銚子市内に

おいて、組合等消費税転嫁円滑化

説明会を開催した。これは、九月

の千葉市、十月の松戸市に続く三

回目の説明会で、公認会計士の高

木清先生の講習があつた。

改正消費税の対応については、「消費税に係る税務相談」を毎月十日に無料で行つております。事前に予約が必要ですので、ご希望の方は本会業務推進部まで。

TEL 043-242-3277

50周年記念講演＆パネルディスカッショントーク

本会は十一月十二日勝浦市において、夷隅地区内の市町村、商工会の商工関係担当者を対象に中小企業の連携組織啓蒙のための懇談会を開催した。

はじめに、事務局より「中小企業組合制度と中央会」について説明。つづいて組合事例紹介として、

大原中央商店街(協)の土屋利夫

理事長が「組合の概要と設立効果」について報告。その後、中小企業の発揮し、希望と勇気を持つて、明るい展望を切り拓いていくことができるよう、当大会が決議した事項を早急に実現すべきである。」との大会宣言を採択。さらに、「新潟県中越地震被害に対する方全できめ細かな復興支援対策を」求める特別決議を行った。

なお、大会表彰では本県から、次方が受賞の栄に浴された。
(敬称略)

消費税転嫁円滑化説明会

本会は十一月十七日銚子市内に

おいて、組合等消費税転嫁円滑化

説明会を開催した。これは、九月

の千葉市、十月の松戸市に続く三

回目の説明会で、公認会計士の高

木清先生の講習があつた。

改正消費税の対応については、「消費税に係る税務相談」を毎月

十日に無料で行つております。事

前に予約が必要ですので、ご希望

の方は本会業務推進部まで。

TEL 043-242-3277

中小企業診断協会千葉県支部 50周年記念講演＆パネルディスカッショントーク

診断協会千葉県支部は十一月十

七日千葉市内において創立五十周

年記念事業を開催した。

はじめに、寺本義也早稲田大学

大学院教授の「大競争時代の経営

革新」と題した講演、続いで寺本

教授がコーディネーターで、本会

の坂戸誠一会長、太田宏千葉市産業振興財團理事長、下村洋太郎診

断協会千葉県支部副支部長がパネリストとなり「グローバル化と中小企業の経営革新」をテーマにパネルディスカッションが、その後記念交流会が開催された。

小企業の経営革新」をテーマにパネルディスカッションが、その後記念交流会が開催された。

また、会場では、異業種交流融合活動のPR関連資料を展示するコーナーも設けられ、参加者の関心を集めていた。

組合青年部千葉県大会

本会は十一月二十四日、千葉市内において、組合青年部千葉県大

会を開催した。

大会は、山武管工事業(協)青

年部の活動成果発表と意見交換の

後、株帝国データバンクの長井潤

一千葉支店長の「伸びる企業・減

ぶる企業」と題する講演があり、

その後交流懇親会が開かれた。

新潟県中越地震の被災者及び関係者に謹んでお見舞い申し上げます

ご承知のとおり、去る十月二十三日の夕刻、新潟県中越地方で震度七を観測する地震が発生しました。それは死者四十人、住宅損壊七千戸、避難者十万人を超える甚大な被害をもたらしました。心よりお見舞い申し上げます。

また、皆様方から寄せられた義援金につきましては、ご協力いた

だいた組合等の名簿を添えて、新潟県中央会に送金いたしました。

さらに、千葉労働局雇用均等室

より次世代育成支援対策支援法に

基づく「一般事業主行動計画」の

策定・届出等についての説明があ

り、その後全体交流会があつた。

さらに、千葉労働局雇用均等室

より次世代育成支援対策支援法に

基づく「一般事業主行動計画」の

策定・届出等についての説明があ

り、その後全体交流会があつた。

官公需適格組合制度

官公需施策と組合の活用

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（以下「官公需法」という。）が制定されている。その官公需法の第三条は、「：国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めている。

また、毎年閣議で決定される「中小企業者に関する国等の契約方針」（本誌九月号参照）においては、「官公需適格組合等の活用」という一項目を設け、

（①国等は法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。

また、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の

一層の活用に努めるものとする。

②特に、官公需適格組合制度については、各省庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関別の官公需適格組合の受注実績を含め、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。」と定め、官公需の発注に当たって官公需適格組合を積極的に活用するよう明示している。

官公需の発注案件の中には技術力、信用力及び規模等の問題から個々の中小企業者では対応が難しいものもありますが、組合の共同受注事業として受注すれば確実にその契約が履行できるものが多くあります。さらに、組合の共同受注事業は一件の受注に対して中小企業者である複数の組合員が共同してその案件を履行していることから、分離・分割発注と同じ効果をもたらすことになり、結果として多くの中小企業者の受注機会の

増大に役立っている。

を明確にしている。

また、事業協同組合をはじめとする各種組合は法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度上確保されるようになっている。さらに、一定の場合には、認可行政庁が指導監督できるなど信頼性の高い法人であることも、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっている。

官公需適格組合は、中小企業団体中央会の指導を受けながら、組合員である中小企業者が一体となつて、受注契約を確實に履行するための技術力や施工・生産・業務提供能力等の向上と発注機関の信頼に十分応えることのできる責任体制の維持のため最大の努力を払っている。

これらの組合では、共同受注規約を定め、共同受注委員会を設置して、契約した案件に対する各組合員の仕事の分担と連帯責任体制

官公需適格組合とは

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対しても意欲的であ

り、組合専従技術者が工事を監理・監督・指導等をするとともに、現場ごとに企画・調整委員会を設けて工事が契約どおりに確實に履行されている。また、工事等の契約案件が確實に履行されていることをチェックする検査員を置くなど検査体制も確立されており、工事等に関する一切の責任は組合が負うこととし、さらにその実効を確保するために役員及び担当した組合員が連帯してその責任を負う仕組みをとっている。

官公需適格組合は、責任ある受注体制を確立しており、発注機関の信頼に応えられる共同受注体制であり続けるために、絶えず研鑽を積んでいる。

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対しても意欲的であ

官公需発注情報 <平成16年度下半期>

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。誌面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。なお、役務・工事の金額につきましては公表はしておりません。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額(千円)
国等	陸上自衛隊関東補給処松戸支処	047-387-2171	柏訓練場低圧電線改修工事 元山宿舎6号棟屋上防水改修 元山宿舎1号棟屋上防水改修	-
	千葉地方検察庁	会計課 043-221-2071	消防用設備保守点検業務 警備業務 清掃業務	-
	千葉少年鑑別所	庶務課 043-253-7741	機械すき和紙	-
	千葉大学	経理部契約室 043-290-2048	重油JIS1種1号 千葉大学(医病)病棟(軸I) 建物清掃業務、常駐警備 建物設備総合管理 本部庁舎その他建物清掃業務 産業廃棄物収集・運搬・処分 一般廃棄物収集・運搬・処分 常駐警備・機械警備及び車両巡回警備	-
	独立行政法人 放射線医学総合研究所	総務企画部会計課 043-206-3014	織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、 家具、印刷、機械すき和紙、潤滑油、 事務用品、台所食卓用品	15,172
	関東農政局千葉統計・情報センター	総務課 043-253-9211	家具、印刷、事務用品	5,734
	独立行政法人 都市再生機構千葉地域支社	総務部契約課 043-296-7240	平成16・17年度高津団地植物管理工事 浦安東地区2号近隣公園整備(その1) 工事 新鎌ヶ谷地区西部調整池その他工事	-
	国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所	経理課 047-362-4111	外衣・下着類、家具、印刷、機械すき和紙 事務用品	2,280
	国土交通省関東地方整備局 関東技術事務所	047-389-5122	事務用品	2,400
	独立行政法人 日本貿易振興機構アジア経済研究所	研究企画部 研究管理課 043-299-9524	施設清掃	-
県等	千葉県(君津地域整備センター君津整備事務所)	0438-37-6611	外衣・下着類、事務用品	1,323
市町村等	松戸市	総務部商工観光課商工振興係 047-366-7327	外衣・下着類、家具、印刷、機械すき和紙、 事務用品 道路待避所設置工事	41,041
	千葉市	契約課第一係 043-245-5088	千葉市営住宅仁戸名町団地立替 事業建築主体工事(その1)	-
	佐倉市	商工観光課 043-484-6145	ユーカリが丘地先排水路改修工事 石川566番地先道路改良工事	-
	柏市	契約課 04-7167-1111	歩道整備工事(観音寺前) 総合運動場既存トイレ改修工事 柏市民体育館相撲場観覧席改修工事	-

り、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されていることを中小企業庁(経済産業局)が証明する制度。この証明を受けている組合は、

中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で、①組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること、②官公需の受注について熱心な指導

者がいること、③常勤役職員が二名以上いること、④共同受注委員会が設置されていること、⑤役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯して責任を負うこと、

⑥検査員を置くなど検査体制が確立されている等の基準を満たしている。

組合員の脱退

脱退の意義

脱退とは、組合の存続中に特定の組合員が組合としての地位を失うことをいう。組合は組合員の人格的結合によって成り立っているが、いったん組合員となつたものでも、組合の構成者として不適格になつたり、組合にとどまることを欲しないようになれば、法律の規定により当然に、あるいはその組合員の自由意思によつて組合を脱退することができる。

組合員は、自分の意思により自由に脱退することができる。この脱退の自由は、加入の自由とともに法律によつて定められている組合の基本原則であるから、それがどのような理由に基づくものであれ、組合員から脱退の意思表示がなされた場合には、組合はこれを拒否したり、これに条件を付すことはできない。脱退は加入の場合とは異なり、組合員の一方的意思表示によつて効果を生じ、組合の承諾を必要としない。

このように、組合員は脱退の自由を保証されているわけであるが、組合も事業実施体として、年度ごとに事業計画を立て、その達成を目指して組合員相互の協力のもとに運営されるものであるから、年度の途中で組合員の脱退をする。この脱退予告(脱退届の提出)は、脱退のために必要欠くことのできない条件であるが、予告そのものは独自の法的効果を有するものではなく、脱退届を提出した組合員は、脱退の効果が生じる事業において組合を脱退することになる。また、脱退に伴つて行われる持分払い戻しによる組合財産の予期しない減少は、組合と取引している第三者に対し不足の損害を与える。

組合員の脱退は、上述したように、その原因により二つの態様に区分される。組合員の自由な意思に基づいてなされる自由脱退と、法律の定める一定の事由の発生に基づいてなされる強制脱退と、

よつて当然に行われる法定脱退とがある。

自由脱退

組合員は、自分の意思により自由に脱退することができる。この脱退の自由は、加入の自由とともに法律によつて定められている組合の基本原則であるから、それがどのような理由に基づくものであれ、組合員から脱退の意思表示がなされた場合には、組合はこれを拒否したり、これに条件を付すことはできない。脱退は加入の場合には、日数ではなく、曆にしながつて計算しなければならない。

こうして、脱退しようとする組合員は、定款に定められた予告期限以前に「脱退届」を組合に提出して、はじめてその事業年度末日において組合を脱退することになる。この脱退予告(脱退届の提出)は、脱退のために必要欠くことのできない条件であるが、予告そのものは独自の法的効果を有するものではなく、脱退届を提出した組合員は、脱退の効果が生じる事業において組合を脱退することになる。また、脱退に伴つて行われる持分払い戻しによる組合財産の予期しない減少は、組合と取引している第三者に対し不足の損害を与える。

こうした点にかんがみ、法は自由脱退については、脱退の時期を常に事業年度の終わりとするところに、脱退届を出した後といえども賦課金納入義務は免れることはできず、その事業年度末までは依然各種の負担義務を履行しなければならない。

脱退届は必ず書面により行うことが必要である。法定予告期限の算定の根拠を示すものとしても、また、組合員の脱退の意思表示を確認するための証拠書類としても確認するための証拠書類としても、その後の手続きを進めるうえで基本となるものだからである。

なお、協業組合においては、持分全部の譲渡による脱退が原則であり、持分の払い戻しを伴う脱退は、特定の場合にしか認められない。すなわち、持分全部の譲渡について、組合に對し譲渡承認を求める「持分譲渡承認願」を提出したにもかかわらず、これについて組合の承認を得られなかつた場合にしか脱退は許されない。この場合も、脱退しようとする組合員は、自分の有する全部の出資口数の減少を請求することにより脱退するのであり、直接脱退の意思表示をしているのではない。

法定脱退

法定脱退とは、組合員の意思のいかんにかかわらず、法の定める一定の事由が組合員に発生することによって、その組合員が当然に組合を脱退し、組合員としての地位を喪失することをいう。法定脱退事由としては、通常次の四つのものが定められているが、協業組合についてはこのうち②と③の事由だけが法定脱退の事由とされる。

①組合員資格の喪失

②死亡または解散

③除名

④公正取引委員会の排除勧告

組合員が、上記の法定脱退事由に該当するに至ったときは、その組合員は自らの意思にかかわりなく、直ちに組合を脱退することになる。したがって脱退の時期も、自由脱退の場合のように事業年度の終わりではなく、その事由が發生した時点である。

しかし、脱退者の持分の算定は、

自由脱退の場合と同様事業年度の終わりにおける組合財産によつて行うべきものとされているので、法定脱退の場合も脱退者の持分払

戻請求権は、その事業年度末まで

は行使することはできない。

なお、法定脱退事由のうち、組合員資格の喪失及び死亡または解散については、当該事由が発生した場合には直ちにその旨を組合に届けるようあらかじめ規約等で定めておくべきである。

以下で法定脱退のうち、特に注意を要する、組合員資格の喪失について、さら詳しく述べる。

組合員資格の喪失

組合においては、その目的、性格、事業の種類、地域の広狭などにより、構成員たる組合員の資格が特定される。

したがって、組合員は、常に一定の資格要件を満たすものでなければならず、たとえ加入時点において有資格者であつても、その後資格要件を欠くに至ったときは、直ちに組合員としての地位を喪失する。

ただし、事業の一時的な停止があつても、将来再開が予定されているときは、なお事業者でありうる。また、従来資格事業のみを行つていた組合員が他の事業も新たにはじめた場合も、資格事業をそのまま行う限り組合員資格を失うものではない。

* 中小企業基本法による中小企業の範囲（資本金額・従業員数）

①製造業その他 3億円以下、3百人以下

②卸売業 1億円以下、百人以下

③小売業 5千万円以下、50人以下

④サービス業 5千万円以下、百人以下

□ 詳細は本会へ

指導相談室

TEL 043-242-3277

銚子支所

TEL 0479-241570

松戸支所

TEL 047-368-3992

模のものであるか否かによつて定まるが、事業協同組合等の場合は、形式的要件を超えるものであつても、実質的に小規模の事業者と認められる場合は、もとより組合員資格を有するものとみなされる。

なお、企業組合及び信用組合においては、サラリーマンなど中小企業者以外の者も組合員になることが認められているので、定款によつて中小企業者以外の者も組合員になることができるとき、ある場合には、廃業等により非事業者となつても資格喪失になることはない。

なお、協業組合にあつては、協業（組合事業の組合への統合）と

いう性格上、組合員資格は加入時点のみ要求されるにとどまり、組合員資格喪失による脱退はありえない。

あるが、このように組合員が組合の地区外に資格事業にかかわる事業所の全部を移したときは、資格要件を欠くに至つたということでおろそかに新事業所を他の地区へ設けた場合には、なお地区内に事業所を有する者であるから、その資格を失うことはない。

なお、協業組合にあつては、協業（組合事業の組合への統合）と

いう性格上、組合員資格は加入時点のみ要求されるにとどまり、組合員資格喪失による脱退はありえない。

コンサルタントの三

諸物価の値上がり等に備えて 経営数値を常にチェックしよう

コストアップ要因が

日白押し

たことも起こりかねない状況になってきた。

デフレ傾向はまだ続く

企業物価指数に比べて消費者物価指数の上昇ははかばかしくない。

一部大企業の利益率向上は大量のリストラによるもので、雇用状況は依然として厳しいものがある。稼ぎ手を失った消費者家計のサイフの紐は固く、小売業や消費者向けサービス業等、中小企業における価格転嫁には困難なものがある。

容易でない利益水準の設定

自力再生を目指したダイエーの

筆者は企業再生の仕事にも携わっている関係上、幾多の破綻企業の事例を見ているが、その多くは「実質的な不採算を見抜けずに一時的な

正しい判断は正しい

会計情報の整備から

「勘と経験による採算点の判断」

企業物価指数の上昇が続いている。既に鋼材が値上がりし材料費を圧迫し始めた。原油価格の高騰を受けてガソリン等のエネルギー価格も上昇している。半導体関連を契機とした電機業界等の設備投資も活発化しているので、金属製品等二次資材の価格もいずれ値上がりが予想される。労務費についてはどうだろ。パートについても正規の従業員と同様の社会保険や年金負担が課されるようになつてきており、低賃金雇用のメリットは失われつつある。経費についても地価や金利が下げる止まり傾向を示しており、賃借料への跳ね返りが予想される。「単価幾ら」といった従業の相場で受注はしたもの、売上計

り込んだ結果、他社との競争が激化する中で店舗の競争力を殺さ、縮小均衡の悪循環に陥ってしまった。」といわれている。短期的、一時的な利益の追求は必ずしも中長期的な企業の繁栄をもたらすものではなく、僅かなしかしながら着実な利益の追求が肝心であることを実証している。

「勘のみに頼つた経営」は将来に禍根を残す

筆者は企業再生の仕事にも携わっている関係上、幾多の破綻企業の事例を見ているが、その多くは「実質的な不採算を見抜けずに一時的な金融機関に指摘されて気がついた時には取り返しがつかなくなつて、手を当てずに放置したことが根本的な原因である。「プラス・ゼロとマイナス・ゼロとでは雲泥の差」で、この「利益の微妙の差をコントロール出来るか出来ないかが運命の分かれ目」ということになろう。売上要因、コスト要因が大きく変化しようとしているこの難しい時期に、単なる「勘と経験による採算点の判断でこの「利益の微妙の差」を果たしてコントロールすることが出来るであろうか。たとえどんな小さな企業であれ、事業を巡る経営環境は等しく複雑かつ性急で、決して予見を許さないものがある。

隨せずに広告宣伝費や人件費を絞り詰め、競合店の安売りにも追

り込んだ結果、他社との競争が激化する中で店舗の競争力を殺さ、縮小均衡の悪循環に陥ってしまった。」といわれている。短期的、一時的な利益の追求は必ずしも中長期的な企業の繁栄をもたらすものではなく、僅かなしかしながら着実な利益の追求が肝心であることを実証している。

「勘と経験による採算点の判断」は、多くが「ドンブリ勘定による経営」と一対である。費用発生の記録はおろか日々の売上の記録さえ持たず、領収書のみを溜め込ん

において後は税理士任せ、年に一度の決算期に、出てきた税務申告書を見せられて初めて実態を知り、都合の悪いところは多少鉛筆を舐めて貢う。その結果二、三年経つうちに実態さえ分からなくなってしまう。そのような企業が余りにも多い。「どんぶり勘定」とは正しい会計記録の無いことをいう。「どんぶり勘定」は「勘と経験のみによる経営」にならざるを得ず、「勘と経験のみによる経営」は収益・費用の正しい会計情報を必要としない。たとえ在つても活用しないのだから無いに等しい。

では会計情報をどのように活用すれば良いか。それは「総額ではなく、内訳を分解して理解する」ことである。内訳を分解して理解するには会計情報をどのように活用すれば良いか。それは「総額ではなく、内訳を分解して理解する」ことである。内訳を分解して理解する。費用の増加は数量が増えたのか、単価が上がったのか、それにより打ち手が違ってくる。また、商品の種類別、顧客先あるいは仕入先別に見る、場所別、担当者別にみることで的確な原因究明と対策の立案ができるのである。

決算書の見方は難しくない

簿記(仕訳)が出来ないからといつ

懸念される「景気回復期の経済環境」と対応例

経済環境

対応例

- ① 需要急増による物価上昇→早期の資材手配・設備投資着手
- ② 金融投資の活発化と株価上昇→有価証券の売却 (C/F改善)
- ③ 設備投資の活発化と地価上昇→担保価値上昇による借入増
- ④ 金融引締めと金利上昇→借入金返済・社債等直接金融へ転換
- ⑤ 完全失業率低下と賃金上昇→生産性向上とコストダウン
- ⑥ 米国際取引悪化等による円高→為替差損の回避 (為替予約等)

て会計情報を活用しようとしないが実に貴重な経営情報を提供してくれる。損益計算書 (P/L)、貸借対照表 (B/S)、キャッシュフロー (C/F) 計算書から成り、計算上の損益のみならずその実態を教えてくれる。例えば、確かに今期儲けが出ているのだけれどその儲けが掛かりの状態にあって現金化されていない、あるいはその儲けが設備機械に姿を変えていて当分現金化されない「勘定合って錢足らず」の状態にあるといつたことが容易に分かる。また逆に、「手許現金は豊富であるが真に儲かつた金ではなく、単に仕入先への支払が滞つていたりあるいは資産の売却によるものであつて「直ぐにも収益性改善のために営業力の強化が必要だ」といふたように、事実に基づいた的確な判断が可能となる。更にはこの判断に基づいて、具体的な費用や収益の内訳表を精査することにより、問題のありかを具体的に究明し、対策を施すことが出来るのである。

決算書とは、一月とか一年といった一定の会計期間を区切つてその期間の損益と期末における財産状況を纏めたものであり、正しい決算書

はその見方さえ飲み込んでしまえば実際に貴重な経営情報を提供しててくれる。損益計算書 (P/L)、貸借対照表 (B/S)、キャッシュフロー (C/F) 計算書から成り、計算上の損益のみならずその実態を教えてくれる。一方、経営者が掛かりの状態にあって現金化されていない、あるいはその儲けが設備機械に姿を変えていて当分現金化されない「勘定合って錢足らず」の状態にあるといつたことが容易に分かる。また逆に、「手許現金は豊富であるが真に儲かつた金ではなく、単に仕入先への支払が滞つていたりあるいは資産の売却によるものであつて「直ぐにも収益性改善のために営業力の強化が必要だ」といふたように、事実に基づいた的確な判断が可能となる。更にはこの判断に基づいて、具体的な費用や収益の内訳表を精査することにより、問題のありかを具体的に究明し、対策を施すことが出来るのである。

こまめな決算で過去の反省

を将来の計画に生かす

通常、決算書は株主や債権者あるいは税務署といった外部の利害関係者に見せるために作成されることが多いため、経営者にはその情報を利用的に経営に生かそうという発想がない。確かにそれらは財務会計あるいは税務会計と言つた厳格な計算基準に則つて計算されたため会計士や税理士でないと扱えない専門的な部分もある。一方、経営者が自分の企業の問題点を把握し対処するための会計ツールも用意されており、資金繰り表、損益分岐点分析、そして一般に管理会計といわれる比較的自由な形式の計算方法がある。中小企業庁でも「中小企業の会計」という、どちらかというと管理会計向きの会計基準を定めている。これらを用いるならば、月次や週次といった短期の決算を行つたり見通すことが可能である。この段階ではもはや正確さよりもピードが重要で、問題点を早期に発見し即座に手を当てることが目的となる。その前提として、利益計画を持ちこれを経営の羅針盤として経営にあたる。日々の会計情報から「計画との乖離」を察知し、一刻も早く計画値に近づける「管理のサイクル (プラン→ドゥ→チェック→アクション) の実践」が重要となる。

おかげさまで、本会は来年創立50周年を迎えます
新連携・創造～新たな連携で拓く豊かな未来～

千葉県中小企業団体中央会
創立50周年記念大会

大会参加のお願い

■大会の目的

中小企業が健全な発展を遂げていくためには、持ち前の機動性、柔軟性、創造性をいかんなく發揮し、経営革新や新規事業に積極果敢に取り組むとともに、中小企業組合をはじめとする多様な連携組織のネットワークを活用し、経営資源の相互補完や新事業の積極的な展開を図っていくことが極めて重要である。

本会は、創立50周年を機に記念大会を挙行して中小企業の無限の可能性と団結力を昂揚し、組合等連携組織の一層の拡充強化を図って、安定的な発展と豊かな社会の実現を期する。

■日時 平成17年5月27日（金）午後2時

* 当日は午前11時から理事会
午後12時30分より通常総会
が開催されます。

■場所 ホテルグリーンタワー千葉

■内容 大会宣言、表彰、祝賀会、記念誌の
刊行等

■募集人員 800名

■参加料 1名 5,000円

■来賓 中小企業庁長官、関東経済産業局長、
千葉県知事、千葉県議会議長、千葉
市長、千葉県市長会会長、千葉県町
村会会長、全国中小企業団体中央会
会長、商工団体、金融機関、報道機
関等

□担当 総務部（大会全般を含む）

被表彰者推薦のお願い

■表彰者区別の主な表彰要件

□中小企業庁長官表彰

- ①優良組合（設立15年以上局長又は知事の表彰を受けていること）
- ②優良組合青年部（設立10年以上局長又は知事の表彰を受けており、かつ親組合が長官の表彰を受けていること）
- ③組合功労者（理事15年以上局長又は知事の表彰を受けていること）

□関東経済産業局長表彰

- ①優良組合（設立15年以上知事の表彰を受けていること）
- ②優良組合青年部（設立10年以上知事の表彰を受けていること）
- ③組合功労者（理事15年以上知事の表彰を受けており年齢50歳以上）

□千葉県知事表彰

- ①優良組合（設立15年以上本会会長の表彰を受けていること）
- ②優良組合青年部（設立10年以上本会会長の表彰を受けていること）
- ③組合功労者（理事15年以上本会会長の表彰を受けており年齢50歳以上）

□全国中央会会長表彰

- ①優良組合（設立10年以上本会会長の表彰を受けていること）
- ②優良組合青年部（設立10年以上本会会長の表彰を受けていること）
- ③組合功労者（理事10年以上本会会長の表彰を受けていること）

□本会会長表彰

- ①優良組合（設立5年以上）
- ②優良組合青年部（設立5年以上）
- ③組合功労者（理事5年以上）
- ④組合事務局優良専従職員（勤続10年以上）
- ⑤障害者雇用主（雇用率1.8%以上）
- ⑥高齢者雇用主（61歳以上の雇用率5%以上）

□永年勤続者

- （同一組合員に勤続20年以上）
- * i 基準日は平成17年5月27日現在。
- ii 組合功労者の1組合当たりの推薦枠は5名以内。
- iii 組合事務局優良専従職員の1組合当たりの推薦枠は3名以内。
- iv この他にも表彰要件あり。

■表彰の決定

表彰及び下付申請（本会会長表彰以外の表彰）対象の決定は、推薦のあったものの内から、表彰選考委員会の議を経て選考し、決定する。

■組合負担金

受賞される組合については、被表彰者に贈呈する記念品の費用の一部に要するため、種類別に次の負担をお願いします。

- | | |
|-----------|-------------|
| ①組合、組合青年部 | 1件につき3,500円 |
| ②その他表彰 | 1件につき2,500円 |

□担当 連携支援部、組織振興部

記念誌協賛広告掲載のお願い

■記念誌編纂の基本方針

中央会創立50周年記念大会にあたり記念事業の一環として作成する。内容は、中小企業組合制度の啓蒙、中小企業の連携組織推進の寄与に留意し、記念事業、中央会の歩み、中小企業組合制度、新連携、中小企業経営革新法等をわかりやすい形で収録する。受賞者名簿は別冊として作成する。

■編集要領

- ①体裁 A4判（280mm×210mm）
- ②本誌 総ページ100ページ程度
- ③収録内容 宣言、大会プログラム、グラビア、会長あいさつ、祝辞、歴代会長紹介、中央会のあゆみ、中央会の今後果たすべき使命、中央会の組織、中央会の事業、組合のあらまし、協賛広告
- ④発行部数 1,100部

■広告掲載スペース

1ページ又は2分の1ページ

■掲載料金

12万円（1ページ）

6万円（2分の1ページ）

□担当 指導相談室

【締切日】

①大会参加 平成17年3月10日

②表彰推薦 平成16年12月28日

③広告掲載 平成17年1月31日

□詳細については本会の担当部・室へ

TEL.043-242-3277 FAX.043-247-8410



経営者の退職金制度

小規模企業共済制度のご案内

【小規模企業共済制度とは】事業主・会社役員の皆さんを応援する共済制度です。

小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）に基づいた制度で、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活

の安定あるいは事業再建などのための資金を、あらかじめ準備しておくもので、いわば「事業主のための退職金制度」です。

【制度の特色】

掛金は全額所得控除

□掛金は、税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

*毎月3万円の掛金（年間36万円）で例えば、課税対象所得400万円の方ならば93,200円の節税になります。

共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い

□共済金は、税法上、一括払共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

共済金は一括払い、分割払い又は一括払いとの分割払いとの併用

□共済金の受け取りは、一括払い、分割払い又は一定の要件で一括払いと分割払いの併用が選択できます。

【加入資格と掛金】

加入できる方

□常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社の役員

□事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員

□常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員

毎月の掛金

□毎月の掛金は、1,000円から70,000円（500円刻み）で加入後に増額もできます。

□掛金は加入された方ご自身の預金口座振り替えで納付していただけます。

□半年払い、年払いもできます。

本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

千葉県中小企業団体中央会 業務推進部

〒260-0026千葉市中央区千葉港4-2

TEL.043-242-3277

本制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しております。TEL.03-3433-7171（共済相談室）

(協)野田ショッピングセンター

事務局長 堀 滋 基



準備委員会が発足し、85年に建設予定地と核店舗が決定、出店希望者を募集し、88年に商調協の結審。89年に地元テナント出店者56名で協同組合が結成され、オープンした。

【(協)野田ショッピングセンターの概要】

国道16号線を柏方面から野田に向かっていくと左側に大きな観覧車が見えてくる。ここが、「森の中の生活遊園・ノア」だ。

ジャスコをアンカーストアードに百の専門店とカルチャーセンター、スポーツ、アミューズメントが共存している。「ノア」は、大観覧車を始めとした森の遊園地、ゲームセンター、パターゴルフ場、会員制スポーツクラブ、映画館、ドライブインシアターなどがあり、生活を楽しむニーズに応えたSCである。

ノアのスタートは、77年、野田の将来に危機感をもつた若手経営者の勉強会が発端。84年には設立

以来、若手経営者の意欲と、地元主導という核店舗の理解があり、地元の消費者はもとより、これまで流失していた柏をはじめ、埼玉県や茨城県からも商圏人口を吸引し、今日の隆盛を維持している。

【堺事務局長の横顔】

堺滋基事務局長は学校を卒業してしばらく、バック・パッカーとしてヨーロッパにユートピアを求めて旅に出ていたそうだ。皿洗いや、露天商なども経験しながらの自分探しの旅。「今考えると甘いと言われるか知れませんが、当時は純粋でした」と堺さんは振り返る。

スイスで軍資金が尽き、欧洲の旅から帰ってきた頃に、SCの話が具体化し、以来事務局長として、お父さんの堺房男前理事長と共に、共同店舗組合の設立とその運営に携わってきた。

~ワンストップショッピングと森の中の生活遊園~

店舗所在地	野田市中根36-1
設立	平成元年2月
代表理事	中井俊彦
組合員数	44名(出資金4849万円)
主な事業	販売促進事業、施設管理事業 売上金管理事業、教育情報事業
URL	http://chuokai-chiba.or.jp/noa

49年野田市生。野田市在住。独身。

堺局長は本会の情報連絡員、組合士会の理事等を務め、SC管理士の資格も取得している。趣味はサッカーで、ご自身もプレーしていたこともあつたが、現在はもっぱらファンとして観戦を楽しんでいるそうだ。堺さんは何しろ筋金入りだ。74年の西独ワールドカップのベッケンバウアーを生で見ているそうだし、その後のほとんどのW杯を現地で見ているそうだ。来る06年ドイツ大会のために、ドイツ語の勉強も始めているそうだ。



県内の中小企業動向 &トピックス・十月

リソースの有効利用に伴い山砂

びず、景気の完全回復感はない。

機械金属製造他業種

【流山】

建設土砂の有効利用に伴い山砂採取場は休業状態。

リサイクル卸

【県下全域】

買い控えと天候不順で高額商品を中心に総じて売上げはよくない。

電気機器小売

【県内全域】

周囲の企業（特に公共事業者）も大分苦しんでいます。そんな影響が響いていて、弱小商店に直接ひいています。商店街の飲食店は結構持ちこたえています。

小売・サービス

【習志野】

おり廻りの商店等にも影響あり。

小売・サービス

【習志野】

■ 清物製造
水害のため原料である野菜の品不足と高騰に困っている。

【県下全域】

市場は、売上平均単価こそ若干の減少となつたが、販売量は昨年並みの水準に回復した。これは延長された住宅ローン減税の効果が表れているものかと考えている。

■ 印刷

【千葉】

都内では若干上向き傾向にあるようだが、千葉市内は官公需が殆どなく冷え切っている。

■ 生コン製造

【県下全域】

前月比、前年比とともに上昇であるが、四月～九月の累計では前年比九三・八%と極めて悪化している。

■ 電気鍍金

【県下全域】

幾分景況は好転してきているようだが長期的には不明。又例年だと年末には受注量が減量すると予想される。

■ 機械金属

【四街道】

日先の受注が増加したところによる一服感はあるが、資材、ガソ

業種によりまだ模様で零細気として上昇気分があつたものの停滞の予想である。

埼玉アリーナで組合として、会員会社の製品、見本、カタログ等を持参して、広域商談会へ参加した。組合員も各ブースをまわりPRに心がけ、組合員のビジネスチャンスに側面よりサポート体制を組合として行つた。

古紙需要は堅調に伸びているが上昇局面が続いたが中旬以降は一気に反落した。

建築材料卸

【県下全域】

出荷は前年比二割減である。雨のせいもあるが極めて低調。災害復旧工事に期待している。

■ 自動車解体業

【県下全域】

新車販売が、前年同月比七%ダウンと振るわない。それに伴つて、廃車の発生も極めて低調だ。ただし、原材料高のため利益率低下傾向にある。

■ 鉄工

【千葉】

全般に売上げ（受注）状況順調、受注量消化のため外注を使うと材料代等がふくらみ資金繰り面にも影響が出始めてきている。

■ 鋼船修造

【市原】

前年比、前年比とともに上昇であるが、四月～九月の累計では前年比九三・八%と極めて悪化している。

■ 小売

【柏】

現在商店街内の二ヶ所の建物を撤去、内一ヶ所は駐車場へと変わる。近隣商店への客人がよくなることを期待するとの同時にイベント等の会場に最適。

好調に継続していた軽自動車市場に高年式車の引合いが鈍化してきた。

■ 小売

【大原】

例年にない台風での影響あり、全体的には消費が鈍い。

■ 小売

【野田】

中日ドラゴンズの優勝セールを実施し、売上を伸ばしたが、大型台風の影響で売上が伸び悩み、最終的に前年比割れをしてしまった。

■ 小売・サービス

【銚子】

ますます悪くなっている。

■ 小売・サービス

【勝浦】

農業機械販売整備

【県下全域】

農務省発表の米の作況九十八でやや不良、但し、千葉県は百七で丰作。但し西日本の不作が発表された時点で出荷済みで価格は前年の半値、三割増の多収穫でも売上はマイナス。秋以降の農機需要にマイナス影響か。

■ その他の小売

【勝浦】

九月に引き続き景気は低迷状況が続いております。特にサービス業にとって団体旅行客が減少して

組合にとっての重要な案件が増えていくという見方もあるが、好不調の波が極端に感じる。

■ 貨物運送

【県下全域】

組合にとっての重要な案件が増えていくという見方もあるが、好不調の波が極端に感じる。

設備導入支援制度のご案内

【設備資金貸付制度】

県内の小規模企業者（従業員二十人以下、商業・サービス業は五人以下）又は小規模企業の創業者が、経営基盤の強化を図るために必要とする設備を導入する際に、設備価格の二分の一以内を長期無利子で貸出す制度。

■利率▽無利子

■貸付割合▽設備代金の二分の一以内（産業活力再生特別措置法等認定企業は、設備代金の三分の二以内）

■対象企業▽小規模企業者又は小規模企業者になろうとする者（対象外業種として農林漁業、風俗営業等がある。なお、創業前あるいは創業後一年未満の者は、事前に商工会、商工会連合会若しくは商工会議所の経営指導員による経営指導を六ヶ月以上受けていることが必要。）

■対象設備▽平成十七年二月二十八日までに千葉県内の工場等に設置される次のいずれかに該当する設備（乗用車・動植物など対象外設備あり。また、中古品も対象にならない。）①創業に必要な設備、②経営基盤の強化に必要な設備、③公害防止設備

（創業者のうち、事業を開始していない個人及び事業を開始した日から一年以内の個人又は小規模企業者は、二十五万～四千万円）

■償還等の方法▽一年据置後六年（七十二回）月賦均等払い（約束手形による償還）（公害防止設備は、一年据置後十一年以内となることもある。）

■連帯保証人▽法人企業は、代表者とその他に一名または、不動産担保。個人企業は、一名または、不動産担保（審査結果等により連帯保証人や不動産担保の追加微求する場合もある。）

■申し込み・問合せ先
財千葉県産業振興センター
TEL 043-1299-12903
【設備貸与制度】

振興センターが県内の小規模企業の事業者又は小規模企業の創業者に代わって希望の機械・設備を購入し、長期・低利で貸与する制度。

■設備貸与制度の詳細は
財千葉県産業振興センター

TEL 043-1299-12902
TEL 043-1225-7071
TEL 043-1223-2226

中高年者の明日をサポートします

セカンドライフちば

事業主の皆様【職場活性化研修】をご存知ですか。これは、事業主で、従業員数が概ね十人以上（内パート五人以上）

が講じようとする職業能力の向上や職場の活性化を支援するための次の二種類の研修です。

①継続雇用職場管理者研修

職場の管理、監督者に対して、管理者としての役割を十分果たすことができるよう、中高年従業員等の活用方法、コミュニケーション能力や問題解決能力等を向上させることが主目的

②生涯現役エキスパート研修

中高年従業員に対して、自己の職業能力を再認識させ高齢期の職業生活に向けての意欲を高めることが主目的

これらの研修は有料ですが、二分の一を協会が負担しますので、事業主の皆様は二分の一の負担（たとえば四時間コースですと皆様の負担額は六万円）で済みます。研修の講師は、高年齢者雇用アドバイザーの中で一定の資格を持つた者が担当します。

ぜひこの職場活性化研修をご活用下さい。詳細については、千葉県雇用開発協会

パートタイム助成金のご案内

①対象事業主は、労働保険適用事業主で、従業員数が概ね十人以上（内パート五人以上）

②改善計画を作成し、就業規則等に定めた上で、助成対象措置を三次以上実施すること。

③助成対象期間は三年度間とし、最終年度に改善状況報告書を作成すること。

ご関心がありましたら

財21世紀職業財団千葉事務所
TEL 043-1225-12295

十二月三十一日は工業統計調査

from the editor

編 集 後 記

おかげさまで、本会は皆様の信頼に支えられて、来年創立50周年を迎えます。

記念事業については、「大会参加」、「表彰推薦」、「記念誌の協賛広告」についてお願いしているところですが、五月二十七日に開催される大会が、より有意義な催しになるよう、皆様方多数のご参加と、ご協力ををお願いいたします。

JR武藏野線南流山駅に来年秋にはつくばエクスプレスが乗り入れる。東京・秋葉原と茨城県・つくば市間五十八キロを最短四十五分で結ばれることになる。

□表紙のメモ【南流山駅】

東京方面から千葉県に入つて最初の駅がこの南流山駅で、秋葉原駅から二十分。つくばエクスプレスの開通で、流山市にはこの「南流山駅」のほかに「流山セントラルパーク駅」「流山おおたか森駅」が誕生することになる。